

入札時に添付する工事費内訳書について (必ずお読みください)

入札無効となる工事費内訳書について

工事の入札にあたっては、入札書に工事費内訳書を添付していただいておりますが、令和5年（2023年）4月1日以降に公告又は指名をする工事案件（同年3月31日以前に公告をし、同年4月1日以降に再公告となった案件を除く。）から、以下のいずれかに該当する工事費内訳書が添付されていた場合、熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）及び工事入札説明書に基づき、その入札書は無効とします。

工事費内訳書については、作成例を十分にご確認のうえ、作成いただきますようお願いいたします。

【入札無効となる工事費内訳書】

- ・ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの（入札金額と工事費内訳書の合計額は必ず一致させてください。）
- ・ 工事費区分表に相当する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの
- ・ 最後に一括して合計額から値引又は割引等、根拠のない減額項目があるもの（千円未満の端数調整は除く。ただし、本市の積算基準等に別の定めがある場合は、この限りでない。）
※ 積算基準に従い、原則として、端数調整は、一般管理費等で行ってください。
- ・ 工事費内訳書の税込額が入札金額（税抜額）となっているもの等、税抜税込の誤りがあるもの
- ・ 工事名や事業者名等が著しく相違しており、当該入札の工事費内訳書と判断できないもの
- ・ 他の入札参加者の様式を入手し、使用していることが明らかであるもの（積算を外注している場合等、合理的な理由があるものは除く。）

工事費内訳書に明示すべき項目について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）の改正により、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第 12 条）ことから、次の項目について、工事費内訳書に記載をお願いします。

【工事費内訳書に明示すべき項目】

①材料費、②労務費、③法定福利費、④建設業退職金共済制度の掛金、⑤安全衛生経費

※土木工事等・建築工事等の記載例について、別紙のとおりお示ししますので、入札金額内訳書の作成にあたって参考として下さい。なお、様式の欄外での明示による提出でも差し支えありません。

※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下の通り記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。）

- ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

・ 対象工事・開始時期について

（１）対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する全工事

※随意契約案件は対象外です。

（２）開始時期

令和 8 年 10 月 1 日以降に公告・指名通知を行う工事を対象とします。

・ 本市入札における取扱いについて

本市発注工事の一般競争入札及び指名競争入札においては、入札金額内訳書に上記の明示すべき項目の記載が無いことをもって、当該入札を無効とするものではありません。

工事費内訳書 作成例について

土木工事等 別紙1

建築工事等 別紙2

※ 内訳書の参考様式は、以下の場所からダウンロードできます。

- ① 熊本市ホームページ > 「分類から探す」 > 「しごと・産業・事業者向け」 > 「入札・契約」
> 「工事等の入札・契約情報」 > 「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ」
> 「様式集（入札手続関連書類）」

〔URL〕 熊本市入札・契約（工事等）ホームページ

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330&class_set_id=2&class_id=148

- ② くまもと県市町村電子入札システム > MENU「規則・様式」
> 「電子入札システム 添付ファイル関係様式」 工事・コンサル
> 「工事費内訳書様式例」 熊本市

〔URL〕 くまもと県市町村電子入札システム

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

発注者を選択してください。

熊本市長 様

作成日

年 月 日

工 事 費 内 訳 書

土木工事等 作成例

住所 熊本市中央区手取本町 1 - 1

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

工 事 名 ○○道路改良工事

工 事 場 所 ○○地内

(円)

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良								
	道路土工							◆ 本様式は、一般競争入札における内訳書の参考様式であり、閲覧設計図書の金抜設計書に準じて作成したもので可（土木工事標準積算基準の場合は本工事費内訳表相当、土地改良積算基準の場合は工事費明細書相当）
		掘削工						
			掘削					
		残土処理工						
			土砂等運搬					
			整地					
	排水構造物工							以下のいずれかに該当する工事費内訳書が添付されていた場合、その入札書は無効とします。 ・ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの（入札金額と工事費内訳書の合計額は必ず一致させてください。） ・ 工事費区分表に相当する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの ・ 最後に一括して合計額から値引又は割引等、根拠のない減額項目があるもの（千円未満の端数調整は除く。ただし、本市の積算基準等に別の定めがある場合は、この限りでない。）※積算基準に従い、原則として、端数調整は、一般管理費等で行ってください。 ・ 工事費内訳書の税込額が入札金額（税抜額）となっているもの等、税抜税込の誤りがあるもの ・ 工事名や事業者名等が著しく相違しており、当該入札の工事費内訳書と判断できないもの ・ 他の入札参加者の様式を入手し、使用していることが明らかであるもの（積算を外注している場合等、合理的な理由があるものは除く。）
		作業土工						
			床掘り					
			埋戻し					
		側溝工						
			プレキャストU型側溝					
		管渠工						
			横断暗渠					
		集水樹・マンホール工						
			プレキャスト集水樹					
	〇〇工							
		〇〇工						
			〇〇〇〇					
			〇〇〇〇					
			〇〇〇〇					
		〇〇工						
			〇〇〇〇					
			〇〇〇〇					
A	直接工事費							
		うち材料費					〇〇〇	一部のみ計上
		うち労務費					-	計上不可
B	その他の経費						〇〇〇	
	共通仮設費						〇〇〇	
	現場管理費						〇〇〇	
		うち法定福利費の事業主負担額					〇〇〇	
		うち建退共制度の掛金					〇〇〇	
	工事原価						〇〇〇	
		うち安全衛生経費					〇〇〇	
	一般管理費等							
C	産廃税							・ 令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（令和7年12月施行）により、工事費内訳書に材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載が必要となりましたので、ご対応をお願いします。 ※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下の通り記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。） ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。 ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
D	工事価格計（A+B+C）							
E	消費税及び地方消費税相当額							
F	工事費計（D+E）							

産廃税が設計図書で計上されている場合は記載すること。

税抜の工事価格計が、入札金額と一致していること。

発注者を選択してください。

作成日

年 月 日

熊本市長 様

工 事 費 内 訳 書

建築工事等 作成例

住所 熊本市中央区手取本町 1 - 1

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

工 事 名 ○○改修工事

工 事 場 所 ○○○丁目○番○号

(円)

種目	科目	中科目	単位	数量	単価	金額	摘要
建築工事							
	直接仮設						
	金属						
	左官						
	塗装						
	内外装						
	ユニット及びその他						
	撤去						
		撤去					
		積込					
電気設備工事							
	電灯設備						
		電灯分岐					
		コンセント分岐					
	撤去工事						
機械設備工事							
	給水設備						
		屋外給水設備					
		屋内給水設備					
	排水設備						
		屋外排水設備					
		屋内排水設備					
	撤去工事						
発生材処理							
		運搬					
		処分					
A 直接工事費							
	うち材料費					○○○	一部のみ計上
	うち労務費					-	計上不可
B その他の経費						○○○	
共通仮設費						○○○	
現場管理費						○○○	
	うち建退共制度の掛金					○○○	
	工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額					○○○	
	工事原価のうち安全衛生経費					○○○	
一般管理費等							
C 産廃税							
D 工事価格計 (A + B + C)							
E 消費税及び地方消費税相当額							
F 工事費計 (D + E)							

産廃税が設計図書で計上されている場合は記載すること。

税抜の工事価格計が、入札金額と一致していること。

◆ 本様式は、一般競争入札における内訳書の参考様式であり、閲覧設計図書の金抜設計書に準じて作成したもので可（中科目内訳相当）

以下のいずれかに該当する工事費内訳書が添付されていた場合、その入札書は無効とします。

- ・ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの（入札金額と工事費内訳書の合計額は必ず一致させてください。）
- ・ 工事費区分表に相当する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの
- ・ 最後一括して合計額から値引又は割引等、根拠のない減額項目があるもの（千円未満の端数調整は除く。ただし、本市の積算基準等に別の定めがある場合は、この限りでない。）
※積算基準に従い、原則として、端数調整は、一般管理費等で行ってください。
- ・ 工事費内訳書の税込額が入札金額（税抜額）となっているもの等、税抜税込の誤りがあるもの
- ・ 工事名や事業者名等が著しく相違しており、当該入札の工事費内訳書と判断できないもの
- ・ 他の入札参加者の様式を入手し、使用していることが明らかであるもの（積算を外注している場合等、合理的な理由があるものは除く。）

・ 令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（令和7年12月施行）により、工事費内訳書に材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載が必要となりましたので、ご対応をお願いします。

※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下の通り記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。）

- ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。